

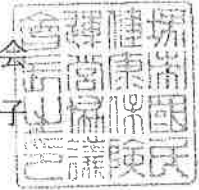


令和 2 年 1 月 31 日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市国民健康保険運営協議会

会 長 宮 本 恵 子



答 申 書

令和 2 年 1 月 24 日付け堺国保第 3561 号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1 賦課限度額の改定について

基礎賦課限度額について、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、610,000 円に改定することを了承する。

2 令和 2 年度分の国民健康保険料に係る特例について

令和 2 年度分の国民健康保険料に係る特例について、以下のとおりとすることを了承する。

(1) 基礎賦課額

所得割の料率を 1000 分の 80.8、被保険者均等割の額を 22,911 円、世帯別平等割の額を 27,118 円とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合について、所得割を 100 分の 46.04、被保険者均等割を 100 分の 31.80、世帯別平等割を 100 分の 22.16 とする。

(3) 介護納付金賦課額

賦課割合について、所得割を 100 分の 45.04、被保険者均等割を 100 分の 54.96 とする。

3 その他

国民健康保険は、被用者保険と比較して高齢者や低所得者の加入割合が高いといった構造上の課題を抱えており、脆弱で不安定な財政基盤となっている。

被保険者数が減少傾向にある中で、一人当たり診療費が高い 70 歳以上の高齢者数が増加することなどから、大阪府が定める令和 2 年度市町村標準保険料率は令和元年度と比べて高い水準に設定されており、今後の高齢化の進展により被保険者の保険料負担の更なる増加が懸念される。

これらを踏まえ、医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること。

また、被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること。

